

公立大学法人大阪職員の人事に関する規程

制 定 令和 3. 3. 31 規程 59
最近改正 令和 6. 6. 30 規程 205

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 3 条及び大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「高専就業規則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、就業規則及び高専就業規則に定めるほか、職員（就業規則第 2 条第 3 項に定める職員又は高専就業規則第 2 条第 3 項に定める職員をいう。以下同じ。）の人事について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 職員の任用の方法

(職員の採用、昇任)

第 2 条 就業規則第 4 条及び高専就業規則第 4 条に定める採用（以下「採用」という。）並びに就業規則第 14 条及び高専就業規則第 14 条に定める昇任（以下「昇任」という。）は、第 5 条に定める人事委員会（以下「人事委員会」という。）の審議を経て行う。

2 職員の採用は、公募によるものとする。ただし、人事委員会が認めたときは、この限りでない。

(採用及び昇任の選考)

第 3 条 職員の採用のための競争試験又は選考若しくは昇任のための選考は、人事委員会が行う。

2 前項の職員の採用のための競争試験及び選考の基準並びに昇任のための選考の基準は、人事委員会が定める。

3 理事長は、人事委員会の競争試験又は選考結果の報告に基づき、採用又は昇任の予定者を決定する。

(降任、解雇及び懲戒)

第 4 条 就業規則第 15 条及び高専就業規則第 15 条に定める職員の降任（以下「降任」という。）、就業規則第 31 条及び高専就業規則第 30 条に定める解雇（以下「解雇」という。）並びに就業規則第 52 条及び高専就業規則第 51 条に定める懲戒（以下「懲戒」という。）は、人事委員会の審査を経て行う。

2 降任、解雇及び懲戒の審査を行うに当たっては、人事委員会は、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。

3 降任、解雇及び懲戒の審査を受ける者が前項の説明書を受領した後 14 日以内に請

求した場合には、人事委員会は、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。

第3章 人事委員会

(職務)

第5条 人事委員会は、職員の人事に関し、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の定める人事計画及び人事方針に基づき、その公正を期し、適正な人事事務の遂行に資するため、法人に設置する。

2 人事委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 職員の採用及び昇任の審議及び選考に関すること。
- (2) 職員の降任、解雇及び懲戒の審査に関すること。
- (3) 前各号に規定するもののほか、法人の規程及び理事長の指示に基づきその権限に属せられた人事事務に関すること。

(組織)

第6条 人事委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 本部事務機構長
- (2) 本部事務機構次長のうち、人事に関する業務を所管する者
- (3) 人事戦略部長
- (4) 人事労務室長
- (5) 次の表の左欄に掲げる区分の別に応じ当該右欄に掲げる教職員（就業規則第2条第1項に定める教職員及び同規則第3条第3項各号に定める者をいう。以下同じ。）

前条第2項第1号又は第3号にかかると事項について次条の会議を行う場合	当該事項にかかる会議を行うにあたり理事長が必要と認める教職員
前条第2項第2号にかかると事項について次条の会議を行う場合	審査対象となる職員の所属組織の長及び当該事項にかかる会議を行うにあたり理事長が必要と認める教職員

2 前項に掲げる委員のほか、教職員以外の者で、専門的な知識及び経験を有する者として理事長が必要と判断した者を委員とすることができる。

(会議)

第7条 人事委員会に人事委員会委員長(本条及び次条において「委員長」という。)を置き、本部事務機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会議を主宰する。
- 3 委員長は、委員長に事故がある場合にその職務の代行をさせるため、委員長代理を指名することができる。

4 委員長は、事案の必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(議事)

第8条 会議は、出席を必要とする委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 人事委員会の庶務は、人事労務室において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以降の採用、昇任、降任、解雇及び懲戒について、これらに関する必要な手続きその他の行為のうち、施行日の前日までになされたものについては、この規程によりなされたものとみなす。

附 則（令和3.8.31 規程222）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程378）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6.6.30 規程205）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。